

川崎市学校評価事業運営委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 「川崎市義務教育の質の保証に資する学校評価システム構築事業」の実施に伴い、川崎市における望ましい学校評価システムの在り方等について検討協議を行うため、川崎市学校評価事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 運営委員会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 川崎市における学校評価の実施状況の把握及び課題の整理等について
- (2) 川崎市における学校評価システムの効果的な運用方法等について
- (3) その他、学校評価システムに関することについて

(組織)

第3条 運営委員会は、別表1に掲げる委員17名をもって組織する。

2 委員は、教育長が委嘱または任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じたときは、補欠委員をおくものとする。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営委員会に委員長及び副委員長を各1名おき、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は運営委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときにはその職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会の会議は、委員長が召集し、主宰する。

2 会議は、委員定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 運営委員会は、委員長が必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、総合教育センター・カリキュラムセンターで処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月8日から施行する。

(別表1)

川崎市学校評価事業運営委員会 委員一覧

	氏 名	所属及び役職	備 考
学識経験者	村井 守	創価大学 講師	
	松下 充孝	財団法人川崎市立学校教職員互助会長	
	千々布敏弥	国立教育政策研究所 研究企画開発部 総括研究官	
	高木 展郎	横浜国立大学教育人間科学部 教授	
保護者代表	宮嶋 普子	川崎市PTA連絡協議会 副会長	
	中村 亮子	川崎市PTA連絡協議会 会計	
学校教育 関係者	横山 吉雄	川崎市立南河原小学校長	
	毛利 拓夫	川崎市立東小田小学校長	
	藤田 秀樹	川崎市立東住吉小学校長	
	渡辺 直樹	川崎市立長沢中学校長	
	鈴木 浩之	川崎市立有馬中学校長	
	柴田 壽直	川崎市立豊学校長	
	加藤 弘行	川崎市立東門前小学校教諭	
教育委員会 関係者	隅田 康之	学校教育部長	
	沼田 正美	指導課長	
	垣東 節夫	総合教育センター所長	
	渡邊 直美	総合教育センター カリキュラムセンター室長	